

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集 I

「A B K」で若手が奮起
安全文化レベル向上目指す
東亜石油

特集 II

「ま・み・む・め・も」でチェック！
電動工具の災害防止図る
全国低層住宅労務安全協議会

ニュース

安全帯の規格を全面改正
厚労省 ISOと整合性図る

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録(無料)のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です！

No.2324

2019 / 2 / 15



労災認定の境界線

<執筆>

F
P
&
S
R
一般社団法人
オ
才
ア
フ
イ
ス
O
N
E
R
A
P
U
P
21
宮城会
代表
中島
文之

第 285 回

金属プレス作業を行う技能実習生が難聴

■ 災害のあらまし ■

外国人であるXは、技能実習生として来日後、金属プレス製品製造業を営むY社に雇用されて金属プレス作業に従事していた。XがY社で働き始めてからおよそ半年が経過したころ、プレス作業中のXがおもむろに右耳の難聴を訴え出した。併せてめまいや立ち眩みの症状も認められたため、専門医の診察を受けさせたところ、「右突発性難聴」と診断された。Xは、自身の難聴はプレス作業中に発生した騒音によるものであるとして、所轄の労働基準監督署に労災保険の各種給付を請求した。

■ 判断 ■

プレス作業中にある程度の騒音が発生していた事実は認められたが、騒音性難聴の認定基準を満たしていなかったため、業務外と認定された。

■ 解説 ■

長期間にわたって著しい騒音にばく露されているうちに進行する難聴は「騒音性難聴」に分類され、爆発音などの強大音に耳がさらされることによって発症する「音響外傷」とは区別される。

これらの難聴のうち騒音性難聴については業務上外の認定基準が定められており、その内容は以下の通りとなっている。

- 1、著しい騒音に長期間ばく露される業務に長期間引き続き従事した後に発生したものであること
- 2、次の(1)および(2)のいずれにも該当する難聴であること
 - (1)鼓膜または中耳に著変がないこと
 - (2)純音聴力検査の結果が次のとおりであること

イ オージオグラムにおいて気導値および骨導値が障害され、気導値と骨導値に明らかな差がないこと。すなわち、感音難聴の特徴を示すこと。

ロ オージオグラムにおいて聴力障害が低音域より 3000Hz 以上の高音域において大であること。

3、内耳炎などによる難聴でないと判断されるものであること

上記基準のうち、「著しい騒音に長期間ばく露される業務」とは作業者の耳の位置における騒音がおおむね 85dB(A) 以上である業務を指し、「長期間」とはおおむね 5 年またはこれを超える期間をいうものとされる。

Y 社の作業場である程度の騒音が発生していた事実は認められるものの、Xがプレス作業に従事していた期間が半年程度であったこと、同期間に内音響外傷を発症するほど強大音（一瞬で難聴になる音量とされる 130dB(A) 以上の爆発音など）が発生した事実は認められなかった。

また、専門医による診断結果が、原因不明につき業務との因果関係が認められないとされる突発性難聴であったことも相まって、X の難聴は業務外と認定されることとなった。

本件では業務外と認定されたが、外国人である技能実習生にも労災保険は適用される。そのため技能実習中の負傷や疾病へのり患が一定の要件を満たすものであれば、日本人労働者と同様に各種給付の支給対象となる。

その法的根拠となるのは、事業主が技能実習生を受け入れる際に当事者間で締結する労働契約である。すなわち、受け入れ先となる事業主は労働契約上の「使用者」、実習生は「労働者」に当たることとなるた



め、技能実習の実施にあたっては労働基準法における各種規制の順守も必要となる。

同法の規制のほとんどは労働者の国籍を問わず適用されるため、技能実習生も日本人労働者と同様に労働条件の明示や法定労働時間、時間外・休日割増賃金、賃金支払いの原則や解雇予告など各種ルールの下で働くかせなければならない。「技能実習生には労災保険が適用されない」「法定労働時間を超えて働くかせても違法にならない」などといった誤解のなきよう注意されたい。

労働者災害補償保険法や労働基準法のみならず、最低賃金法や労働安全衛生法、雇用保険法、各種社会保険制度なども同様に適用される。そのほか、いわゆる不法就労とならないよう、受け入れ時における在留資格の確認や在留資格変更または取得といった各種手続きへの対応も必要となる。

2017年11月1日より改正技能実習法が施行され、最大5年間の技能実習が可能になるなど新たな技能実習制度が開始されたが、改正の背景にあるのは過去に同制度をめぐって生じた数々のトラブルである。制度の趣旨をよく理解し、適切な労務管理の下で技能実習を実施するよう心掛けたい。

◇ SRアップ 21 : www.srup21.or.jp